

平成十八年六月十三日受領
答弁第三〇〇号

内閣衆質一六四第三〇〇号

平成十八年六月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員平岡秀夫君提出犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員平岡秀夫君提出犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案に関する質問に対する答弁書

1について

先の答弁書（平成十七年十一月十一日内閣衆質一六三第六七号）1の（4）の③について述べたとおりである。

2について

先の答弁書（平成十七年十一月十一日内閣衆質一六三第六七号）1の（5）の⑤について述べたとおりである。

3及び4について

必要な法令が整備されれば、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結につき閣議決定を経て、同条約第三十六条の規定に従って速やかに手続をとることとなる。